

浪江町内への訪問介護サービスを提供する事業者に対して、補助金を助成しています。

1. 概要

▼ 目的

物価高騰や人件費高騰等の影響を受ける訪問系介護サービス事業所を支援し、継続的な町内の介護サービス提供体制を維持することを目的としています。

町ホームページ



▼ 対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに提供されたサービスを対象とします。

2. 補助対象

▼ 対象となる事業者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに、浪江町内において訪問系介護サービスを提供している事業者

▼ 対象となるサービス

- 1日に複数回の介護サービスを行った場合、対象にすることができる介護サービスは1回分のみとなります。
- 浪江町に所在する事業所においては、事業所の所在地から利用者の自宅までの距離が片道5キロメートル以上のものが対象となります。
- 全額自費で利用された介護サービスは対象外です。

3. 補助金の額

▼ 補助金の額

対象となるサービス 1 回につき規定の単価を補助

(例) 事業所が浪江町内の場合で、5/1に2名、5/2に1名にサービスを実施した場合

5月1日	A宅、B宅	⇒500円
5月2日	A宅	⇒500円
計		⇒1,000円

▼ 規定の単価

事業所の所在地	補助金の額
浪江町、南相馬市小高区	500円
浪江町(津島)、富岡町、南相馬市原町区	800円
南相馬市鹿島区	1,000円
相馬市	1,500円
二本松市、いわき市	2,000円

※事業所の所在地が左表に記載がない場合は、別に定める基準により、補助金の額を決定します。

4. 交付申請手続き

▼申請期間

補助金の申請は、サービス提供期間に応じて下記の通り2回に分けて受け付けます。

	サービス提供期間	申請期間
前期	令和8年4月～9月分	令和8年10月1日から15日まで
後期	令和8年10月～令和9年3月分	令和9年4月1日から15日まで

※令和8年4月1日のサービス分から補助金の対象

▼提出書類

- ①浪江町介護サービス提供促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②浪江町介護サービス提供促進事業訪問実績一覧(様式第2号)
- ③その他サービスの実績が分かる資料

⇒ケアプランのサービス利用票

事業所から利用者宅までの距離がわかる資料（浪江町内事業所のみ） など

※補助金の様式は町HPからダウンロードしてください。

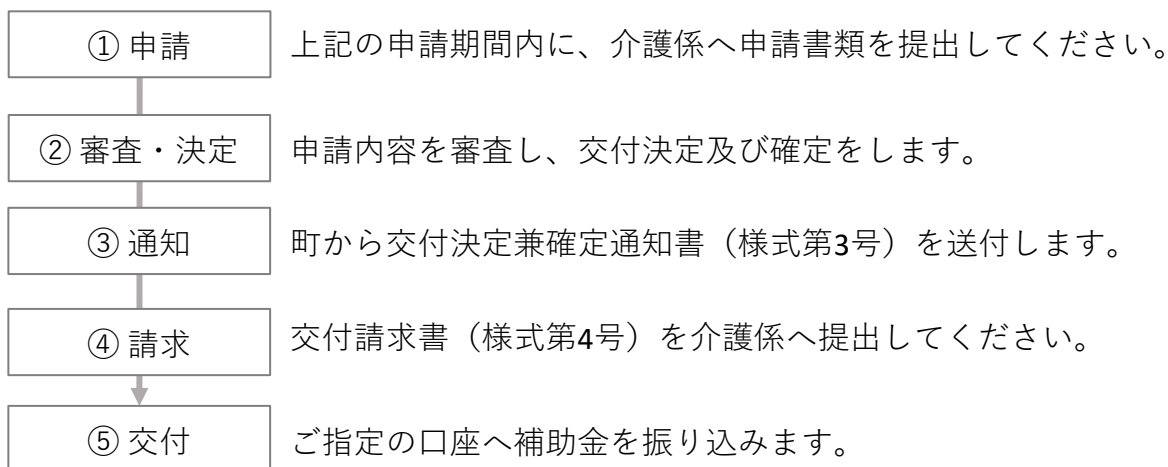
▼提出先

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場介護福祉課介護係 宛

▼申請から交付までの流れ



5. 留意事項

- ・ 移動に係る燃料費を他の補助金に申請している場合は、本補助金は対象外となります。（福島県介護事業所等サービス継続支援事業補助金など）

【お問い合わせ】

浪江町役場介護福祉課介護係

電話 02 4 0 - 3 4 - 0 2 2 6

メール namie18030@town.namie.lg.jp